

令和2年度豊橋市競輪事業特別会計弾力条項適用について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第4項の規定により、令和2年度豊橋市競輪事業特別会計において弾力条項の適用を決定し、その経費を次のとおり使用する。

第1条 歳入歳出予算の弾力条項を適用する総額は、76,965千円とする。

2 歳入歳出予算の弾力条項の適用の区分及び該当区分ごとの金額は、別表に定めるところによる。

令和3年3月31日適用

豊橋市長 浅井由崇



別 表

歳 入

款	項	既 定 額	増加収入額	計
1 事業収入		千円 19,051,730	千円 76,965	千円 19,128,695
	1 事業収入	19,051,730	76,965	19,128,695
歳 入 合 計		20,513,883	76,965	20,590,848

歳 出

款	項	既 定 額	弾力条項適用額	計
1 競輪事業費		千円 20,212,882	千円 76,965	千円 20,289,847
	1 競輪開催費	20,212,882	76,965	20,289,847
歳 出 合 計		20,513,883	76,965	20,590,848



# 競輪事業特別会計

## 競輪事業特別会計弾力条項適用明細書

### 1 歳 入

款 項 目	既 定 額	増加収入額	計
1 事業収入	千円 19,051,730	千円 76,965	千円 19,128,695
1 事業収入	19,051,730	76,965	19,128,695
2 勝者投票券 売 上 金	19,047,883	76,965	19,124,848
歳 入 合 計	20,513,883	76,965	20,590,848

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 勝者投票券 売上金	76,965	

2 歳 出

款 項 目	既 定 額	弾力条項 適 用 額	計	弾力条項適用額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 競輪事業費	20,212,882	76,965	20,289,847	0	0	0	76,965
1 競輪開催費	20,212,882	76,965	20,289,847	0	0	0	76,965
3 払戻金	14,342,883	76,965	14,419,848	0	0	0	76,965
歳 出 合 計	20,513,883	76,965	20,590,848	0	0	0	76,965



節		金額	説明
区分	金額		
	千円		千円
23	償還金、利子 及び割引料	76,965	1. 勝者投票券払戻金 76,965